

年金記録訂正請求に係る答申について

関東信越地方年金記録訂正審議会

(茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、新潟県、長野県、山梨県担当部会)

平成 29 年 1 月 10 日 答申分

○答申の概要

年金記録の訂正を不要としたもの 2件

厚生年金保険関係 2件

厚生局受付番号 : 関東信越(受) 第1600452号
厚生局事案番号 : 関東信越(厚) 第1600213号

第1 結論

請求期間①及び②について、請求者のA社における厚生年金保険の標準賞与額の訂正を認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 女

基礎年金番号 :

生年月日 : 昭和50年生

住 所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : ① 平成16年7月
② 平成16年8月

A社に勤務していた期間のうち、平成16年7月及び同年8月にも賞与が支給されていたが、当該期間に係る厚生年金保険の記録がないので、調査の上、年金記録を訂正してほしい。

第3 判断の理由

請求期間①及び②について、請求者は賞与明細書等の資料を所持していないと陳述している上、A社も当時の賞与台帳を保管していないため、賞与の支給については不明と回答していることから、当該期間に同社から請求者に賞与が支給されたか確認できない。

また、請求者と同日（平成16年5月31日）にA社において厚生年金保険の被保険者資格を取得した同僚の一人は、請求期間①及び②については試用期間であったため賞与の支給はなかった旨回答しているところ、同社は、正社員の場合、入社後3か月は研修期間と称する試用期間があり、当該期間は賞与支給の算定期間に含めないため、平成16年5月31日に入社した請求者に対して請求期間①及び②に賞与を支給したとは考え難い旨陳述していることから、請求者に対して賞与は支給されなかつたことが認められる。

このほか、請求者の請求期間①及び②における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情はない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が厚生年金保険被保険者として請求期間①及び②に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことを認めることはできない。

厚生局受付番号 : 関東信越(受) 第 1600464 号
厚生局事案番号 : 関東信越(厚) 第 1600212 号

第1 結論

請求期間について、請求者のA社における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日及び喪失年月日の訂正を認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 男

基礎年金番号 :

生 年 月 日 : 昭和 32 年生

住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 昭和 53 年 12 月 1 日から昭和 57 年 4 月 1 日まで

厚生年金保険の記録を確認したところ、私の A 社に勤務していた期間が、厚生年金保険の被保険者期間として記録されていない。請求期間を被保険者期間に訂正し、年金額に反映する記録にしてほしい。

第3 判断の理由

雇用保険の被保険者記録から、請求者は昭和 53 年 12 月 1 日から昭和 55 年 2 月 29 日までの期間及び同年 8 月 1 日から昭和 57 年 4 月 20 日までの期間について、A 社に勤務していたことが確認できる。

しかしながら、A 社に係る商業登記簿謄本により、同社は昭和 53 年 12 月に設立されたことが確認できるものの、オンライン記録によると、同社が厚生年金保険の適用事業所になったのは、請求期間後の昭和 63 年 4 月 1 日であり、請求期間は適用事業所になる前の期間である。

また、A 社の請求期間当時の事業主は、同社は既に閉鎖しているため賃金台帳等の当時の資料は保管しておらず、同社における社会保険事務及び給与計算事務を一任していた経理担当者も既に死亡しているため詳細は不明と回答していることから、請求期間における同社の厚生年金保険の取扱い及び請求者の給与からの厚生年金保険料控除の有無について確認することができない。

さらに、A 社の設立当初から請求者と同様の業務に就いていたとして請求者が名前を挙げた複数の同僚は連絡先が不明であり、請求期間当時の事業主が設立当初から正社員として勤務していたとして名前を挙げた者は既に死亡していることから、いずれも照会を行うことができず、請求者の請求期間当時の勤務実態及び厚生年金保険料控除について確認することができない上、同社が厚生年金保険の適用事業所となった日に被保険者資格を取得している者に照会を行ったものの回答を得ることができなかつた。

このほか、請求者の請求期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情はない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が厚生年金保険の被保険者として請求期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。